

海老名市監査委員告示第 13 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成18年7月24日付で提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成18年 9月20日

海老名市監査委員 三田 弘道

海老名市監査委員 重田 保明

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

(略)  
(略)  
(略)  
(略)  
(略)  
(略)  
(略)  
(略)  
(略)

### 2 請求の受理

本件措置請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成18年7月24日これを受理した。

### 3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の要旨を次のように解した。

#### (要旨)

平成17年度の社会福祉法人海老名市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行った補助事業に対して、海老名市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）及び海老名市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に反する違法、不当な行為があった。

- (1) 監査委員の指摘を無視した改正要綱は無効である。
- (2) 交付申請書は、規則で記載が求められている一部事項がなく、添付書類も社協全体の「事業計画及び収入支出予算書」で代用され、全体として不備過ぎて補助金交付の申請書としては受理できる代物とはいえない。
- (3) 交付申請日と交付決定起案書の起案・決裁・施行・発送日及び交付の通知書が平成17年4月28日と同日であり、精査したとは到底いえたものではない。
- (4) 補助金の確定起案と決裁及び確定通知書の作成日が平成18年3月31日と同日であり、実績の報告（見込み）書での精査は詭弁である。実績

見込み書以外での補助金確定が精査の上交付されたとは到底考えられず、会計処理上の公文書偽造の疑いが持たれる。

- (5) 補助率 30%を妥当な支出とした場合、補助金支出のうち 59,541,400 円は違法、不当な支出といわざるを得ない。
- (6) 理事会、評議員会への支出 838,360 円及びあんしんセンター事業費に係る補助金 1,355,000 円は、要綱の補助対象外であり、違法、不当な支出である。
- (7) 市長はじめ社協の補助事業に係わった全ての職員は、行政の合理化や効率化に取り組む責務があり、かつ、損失に対し何らかの措置を講ずる責務があったにも係らずこれを怠ってきた。

市長に対して、可及的速やかに善処すべく是正させると共に、市長を含めた関係者一同に賠償、補填、減俸、降格等の必要な措置を講ずるように勧告することを請求する。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述、証拠書類から判断して、

- (1) 補助金の確定起案と決裁及び確定通知書の作成日が平成 18 年 3 月 31 日と同日であり、実績の報告(見込み)書での精査は妥当かどうか。
- (2) 補助金支出のうち 59,541,400 円は違法、不当な支出であるか。
- (3) 理事会、評議員会への支出 838,360 円及びあんしんセンター事業費に係る補助金 1,355,000 円は、要綱の補助対象外であり、違法、不当な支出であるか。

以上により、市に損害を与えたかどうかを監査の対象とした。

なお、第 1、3(1) 及び(7)については、住民監査請求の要件である財務会計上の行為に該当しないため監査の対象外とした。

また、3(2)交付の申請、3(3)交付の決定については、本件監査請求当時、監査請求期間(1年)が経過していたことは明らかであり、住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実を対象として行われるものであるところ、行為についての監査請求は地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 2 項で「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、

これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りでない。」と規定している。判例では、「当該行為のあった日」は、一時的行為のあった日を指すと判断している（最高裁平成 14 年 10 月 15 日第三小法廷判決）。

また、正当な理由について判例は、『『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって、調査した時に客観的にみて当該行為を知ることができたかどうかによって判断すべきである。』としている（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日第二小法廷判決）。今回の監査請求期間の徒過については、海老名市情報公開条例に基づく行政文書公開請求が可能であったことにより、法第 242 条第 2 項ただし書所定の「正当な理由」が存したとはいえず、監査の対象外とした。

## 2 監査対象部局

保健福祉部 福祉総務課

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 18 年 8 月 30 日に陳述の機会を設けた。

## 4 請求人の証拠書類（すべて写し）

資料－1 要綱の全部改正について（起案用紙）・要綱

資料－2 平成 17 年度社会福祉法人海老名市社会福祉協議会補助金交付申請書

資料－3 平成 17 年度補助金にかかわる事業費内訳表

資料－4 平成 17 年度事業計画及び収入支出予算書

資料－5 平成 17 年度社会福祉法人海老名市社会福祉協議会補助金の交付決定について（起案用紙）

資料－6 補助金の交付決定通知書

資料－7 平成 17 年度海老名市補助事業実績の報告（見込み）について

資料－8 平成 17 年度社会福祉法人海老名市社会福祉協議会補助金の額の確定について（起案用紙）

資料－9 補助金の額の確定通知書

## 5 職員の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 18 年 9 月 12 日に保健福祉部福祉総務課長、福祉政策担当副主幹兼社会福祉担当副主幹から事情を聴取し

た。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

##### (1) 補助金の交付について

平成17年4月28日、社協は、事業補助金の交付を受けるため、海老名市に対して規則第4条に定める事業補助金交付申請書を提出した。同日、市はこれを受理し、規則第5条に基づいて交付決定した。

##### (2) 支出手続き

支出手続きは、法第232条の3及び海老名市予算決算会計規則第64条の規定に基づき平成17年4月28日に支出負担行為を行い、同年5月30日と同年10月20日に地方自治法施行令（以下「令」という。）第162条による概算払により支出した。

(3) 同事業については、平成18年3月31日付けで、事業実績報告書が提出され事業が完了している。

(4) 平成18年3月31日規則第14条に基づく補助金額の確定を行い、これに伴い超過分430,054円の返還を命じ、同年5月15日に同額が市に収納された。

(5) 海老名市社会福祉協議会補助金交付要綱は、昭和60年4月1日に制定され（以下「旧要綱」という。）、平成17年9月1日に改正されている。平成17年度の補助金は旧要綱に基づき支出が決定されている。

#### 2 監査委員の判断

本件措置請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

今回の「平成17年度社会福祉法人海老名市社会福祉協議会への事業補助金」に係る措置請求については、交付の目的どおり履行がされており、違法又は不当な財務会計上の行為を行い、市に損害を与えたという事実はなく、本請求には理由がないものと判断する。

判断に至った理由は以下のとおりである。

「理由」

地方公共団体の歳出の会計年度所属区分については、令第143条に規定されている。補助金の支出の方法として概算払によるものは、令第143条第1項第

5号の支出負担行為をした日(補助金交付決定)の属する年度により整理することになり、履行確認も同一年度において行わなければならないと解されている。履行確認とは、交付決定の内容と補助事業の成果が適合するものであるか確認する行為である。

一方、規則第13条では、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合、実績報告を20日以内に市長に報告しなければならないとし、規則第14条は、前条の規定により報告を受けた場合、審査をし、補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者へ通知するものとされている。補助金額の確定は、実績報告書や検査調書等をもとに交付決定内容と事業の実績が食い違うかどうかを審査及び調査して、交付決定金額を変更する必要があるかどうかを明確にすることである。

請求人は、補助金の確定起案と決裁及び確定通知書の作成日が同日であり、見込み書での精査は詭弁であると主張しているが、補助事業の履行確認、補助金の額の確定、返還にかかる事項については市長の責務であり、補助事業者は補助金等の額の確定に対する権限を有していないことから見込みとの表示をしたにすぎないものであり、本件については実績報告書等で3月31日に履行確認がされていること、また、社協は、6月末、9月末、12月末の状況を事業別の科目別執行状況報告書として市長に提出しており、これにより所管課は四半期ごとに事業別の状況を把握していること、及び社協の理事会や評議員会等に出席することにより、事業内容等は十分に熟知していること、さらにこの確定金額は、理事会で認定、評議員会で承認されたものと同額であることを考慮すると、前述の作成日が同日であることをもって違法であるとは言えない。

次に、補助金支出のうち59,541,400円は違法、不当な支出との主張であるが、当該補助金は、海老名市社会福祉法人の助成に関する条例第2条(助成の範囲)、旧要綱第3条(補助金の額)並びに規則に沿って処理されたものであり、適法に支出されたものである。

また、理事会及び評議員会等への支出は、旧要綱第2条第2号に基づき補助金の交付申請による交付決定に基づいて支出されたものであり、あんしんセンター事業費は、旧要綱第2条第6号に掲げる福祉擁護事業に該当するものであり、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)として事業報告及び決算報告がなされており、違法性はないものと判断する。

補助金は、法第232条の2に基づき公益上必要がある場合に支出することができるものである。

当該補助金は、本市施策の推進と密接な関連を有する社協が実施する公益的事業や本市施策の補完的事業を対象とし、公共の福祉の増進に寄与するもので

あり、物件費はもちろん、一般的な必要経費として当該団体の職員に関する人件費に対して補助金を交付することも、公益上の必要がある場合に該当するものと認められる。

以上により、本件監査請求は、財務会計上の違法、不当な行為が認められないことから、市に損害を与えたという事実はなく、本件監査措置請求は、措置の必要はないものと判断した。